

令和3年5月11日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課

緊急事態宣言（3回目）の延長に伴う私立保育施設の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国は、東京都など4都府県に発出されていた新型インフルエンザ等特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」を5月12日から5月31日まで延長するとともに、愛知県と福岡県を5月12日から対象地域に加えることを決定しました。

葛飾区の保育施設の対応につきましては、以下のとおり5月11日までの対応と変更はありません。

なお、今後、国や東京都の通知に伴い、以下の対応に変更が生じる場合には、改めてお知らせいたします。

1 保育について

感染拡大防止対策に万全を期し、原則開所といたします。

2 保護者会などについて

今回の緊急事態宣言は、人の流れを徹底的に抑制するという目的があることから、保護者会など人の集まる行事については、緊急事態宣言解除後まで延期、または保護者会の内容を書面にてお知らせいたします。

延期した場合は、新しい日程などを保育園から改めてお知らせいたします。

3 感染防止対策について

保育施設では、引き続き、手洗い、マスクの着用、園内の消毒、こまめな換気、また職員の体調管理など、感染防止対策を可能な限り実施してまいります。

保護者の皆様におかれましては、手洗い、マスク着用等の感染防止対策を実施いただくとともに、お子様やご家族の体調管理について改めてお願いいたします。